

平成18年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 (第5号)

平成18年3月20日(月曜日) 午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第 1 議案上程
 - 追加日程第 2 提案理由の説明
 - 追加日程第 3 議案の補足説明
 - 追加日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第 5 発議案上程
 - 追加日程第 6 提案理由の説明
 - 追加日程第 7 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員(26名)

1番 伊 藤 保
3番 平 野 忠 作

2番 島 田 和 雄
4番 伊 藤 房 代

5番 林 七 巳
 7番 景 山 岩三郎
 9番 嶋 田 哲 純
 11番 木 内 欽 市
 13番 日 下 昭 治
 15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 23番 鈴 木 正 道
 25番 伊 藤 鐵

6番 向 後 悦 世
 8番 滑 川 公 英
 10番 柴 田 徹 也
 12番 佐久間 茂 樹
 14番 平 野 浩
 16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 24番 神 子 功
 26番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 総 務 課 長 増 田 雅 男
 秘書広報課長 平 野 哲 也
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 長 小長谷 博
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 林 久 男
 商工観光課長 小 田 雄 治
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 在 田 豊
 生涯学習課長 神 原 房 雄

助 役 重 田 雅 行
 病院事務部長 今 井 和 夫
 新 市 行 政 長 加 瀬 博 夫
 推 進 室 加 瀬 正 彦
 企 画 課 長 江ヶ崎 純 敏
 税 務 課 長 堀 川 茂 博
 環 境 課 長 浪 川 敏 夫
 健康管理課長 横 山 秀 喜
 高 齢 者 福 祉 課 長 堀 江 隆 夫
 農 水 産 課 長 島 田 和 幸
 都市整備課長 遠 藤 純 夫
 会 計 課 長 宮 本 英 一
 水 道 課 長 多 田 清 司
 学校教育課長 花 香 寛 源
 監 査 委 員 長 監 査 委 員 長

農業委員會
農務局長
病院經理課長

野口徳和
鏑木友孝

飯岡莊支配人

野口國男

事務局職員出席者

事務局長
主査
主任主事

来栖昭一
穴澤昭和
飯田裕紀子

事務局次長
主任主事
主任主事

堀江通洋
石毛勝子
飯笹浩一

開議 午前10時 6分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（鈴木正道） 議案第1号から議案第46号までの46議案と陳情第1号から陳情第6号までの陳情6件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 旭市重度心身障害者医療

費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第41号 指定管理者の指定について、議案第42号 指定管理者の指定について、議案第43号 指定管理者の指定について、議案第44号 指定管理者の指定についての13議案と去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1議案、合わせて14議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月9日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

民生費の住宅改修費補助事業、老人性白内障補助眼鏡等購入助成事業、家族介護用品給付事業など、合併によりサービスがよくなっている点において、前年予算と比べどのくらい増えているのかとの質疑では、住宅改修費助成事業は、旧旭市のみで行っていた事業で、手すりの設置や段差解消工事等を行った場合、対象経費の2分の1の範囲で、限度額18万円を助成する事業で、今年度198万円を計上した。

前年度予算の途中で合併が行われていることから一概に比較はできないが、旧旭市ではおむね7件程度であったのに対し11件を見込んでいる。

老人性白内障補助眼鏡等購入助成事業については、旧旭市のみで行った事業であり、30万円の予算であったのに対し44万円を計上した。家族介護用品給付事業の紙おむつ支給においては、旧1市3町全域で行われた事業だが、旧3町では1日1枚に対し、旧旭市が2枚支給していたことから、1日2枚を支給することで計上した。

また、予算については、介護保険制度の改正と若干絡んでくるので、単純に比較はできないが、改正により一部の対象者については、介護保険の財源を使って地域支援事業が実施できるので、その予算と合わせて1,416万4,000円の予算規模となり、旧旭市の平成17年度予算と比較して約200万円の増額となっているとの答弁がありました。

次に、外出支援サービス事業の委託先と委託料はどのくらいか。また、何人くらい利用しているのかとの質疑では、委託先については、旧旭市が委託した社会福祉協議会に委託することを考えている。委託料としては、1日2,600円で2,170回を見込んでいる。また、利用者については42名を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

特定入所者介護サービス事業とは、どんな事業なのかとの質疑では、昨年10月に施設入所者の食費と居住費を保険から外すという措置がされたため、低所得者に対していきなり負担増は大変だということから、段階別に補足給付を行っていく制度であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり14議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、文教福祉常任委員会委員長、林 一雄。

○**議長（鈴木正道）** 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

○**建設経済常任委員長（向後和夫）** 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 市道路線の認定についての8議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月10日、午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、労働費の旭市雇用対策協議会補助金として75万円が計上されているが、合併により旧干潟、旧飯岡にも工業団地という位置付けから、もっと幅広く交流をしなければいけないと考えるが、本予算において、そのような検討をされたのか。また、商工費の負担金補助及び交付金として1,100万円が計上されているが、これは企業が誘致されたときに、

その企業に対して奨励をするもので、来なければ不用額になってしまう。企業誘致の促進事業を考えた場合に、市として情報の収集や他県、県内を含めて各事業所に営業活動を行うことも必要と思うが、どう考えているのかとの質疑では、労働費の75万円については、当初35社で補助金を想定していたが、合併により50社に拡大して予算化を図った。

また、商工費の負担金補助及び交付金の1,100万円は、企業誘致を図った際に、排水処理施設並びに緑化事業等を施工した場合に、奨励金という形で交付するもので、1社分の1,000万円を計上した。企業誘致促進のための活動費としては、100万円を土地開発公社へ補助し、誘致活動に当たることになるが、スタッフとしては商工観光課の中の工業振興班職員3名と土地開発公社の1名の計4名の職員で行っているとの答弁がありました。

次に、観光費の負担金補助及び交付金の中のちば観光プロモーション協議会負担金と国際観光テーマ地区推進協議会負担金について、全体の負担金はどのくらいになるか。また、観光協会の合併についてはどうなっているのかとの質疑では、ちば観光プロモーション協議会負担金は、観光客の誘致活動に資するために設置し、平成18年度の総額は1億500万円で、負担金は観光客の入込客、宿泊客等の人数割合によって試算されている。また、国際観光テーマ地区推進協議会負担金の総額は300万円で、県下32市町村が加入している。観光協会の合併については、新市の合併に合わせて両観光協会も合併に向かって調整をしているとの答弁がありました。

次に、農業後継者育成事業として、就農者研修支援事業補助金442万円があるが、どういう事業の補助なのかとの質疑では、旧干潟地区で新規就農者に対して就農支援金を5年間支給するもので、平成17年からは新規就農者への補助は行っていないが、5年間支給する継続分で、25人の認定者に対して1人年間10万円支給しているので250万円を計上している。また、新規就農者里親支援事業で農業後継者が研修に行った際、あるいは市内で研修生を受け入れる方に対して月2万円の年間で24万円を8人と見込んで192万円を計上しているとの答弁がありました。

次に、農業委員会運営費の電算業務委託料について、今回の農振法の見直しによるものなのか、それとも毎年かかるものなのかとの質疑では、農振とは別で、旧市町のばらばらであった農家台帳システムの電算の統合化をするものであるとの答弁がありました。

最後に、排水路整備事業の6,100万円についてどのような計画をしているのかとの質疑では、大きく分けて清滝バイパス絡みの岩井排水路整備と平成17年度から行われた椎名団地の排水整備の二つである。

岩井排水路については、主に委託関係で詳細設計や測量関係を行い、工事関係については、まちづくり交付金、国の補助金を有効に使うことを考えているので、工事請負費は椎名団地のみで約500メートル分を計上したとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

維持管理費の下水道運転業務委託料について、本来ならば市独自で行うことがよいわけだが、今後、メンテナンスを含めて運転業務についてはどのようにしていくのかとの質疑では、運転業務の内容としては、各使用機器の運転、点検、調整、また運転操作に必要な機械電気の保守管理、水処理施設の運転管理に必要な水質分析、汚泥の分析等で、専門的な国家資格が必要で、引き続き外部に委託していくとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

普及率としては、70%が一応の目安となっており、それ以上になると難しい。計画人口もあると思うが、これは農業集落排水だけでなく水道においても同様であるが、隣接している地域においては、管を延長して普及に努めることもあると思うが、そのような検討をしているのかとの質疑では、計画区域の拡大という部分については、県と協議をしているところであり、施設の処理能力に余裕があることと合併の効果を考慮して、国庫補助の中で可能であれば、地域住民の方々に制度を理解していただいて、加入率のアップをしたいとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

農林水産業費の制度資金利子補給事業で700万円減額した理由は何か。また、園芸用廃プラスチック処理対策事業において、増額した理由は何かとの質疑では、農業近代化資金については、農業者がより有利な方ということで、農業経営基盤強化資金の方に移行しているためである。

また、廃プラスチック処理料については、市と県で1キロ当たり21円を補助しており、合併により当初見込んだ数より多くなったためであるとの答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について申し上げます。

旭市都市計画審議会について、組織の委員は10人以内となっているが、人数の内訳はどうなっているのかとの質疑では、現在考えているのは、学識経験を有する者4名、市議会議員2名、関係行政機関の職員2名、公募の委員2名を予定している。学識経験を有する者は、建築士会、商工業団体、農業団体、県のOB、関係行政機関は県の出先機関、警察署長、公募の委員としては男女を問わず市民の方をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、建設経済常任委員長、向後和夫。

○議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

○公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第7号 平成18年度 旭市水道事業会計予算の議決について、議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての7議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日、午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第7号の主な質疑4点について申し上げます。

1点目として、東総水道企業団からの割り当て受水量は、旧1市3町の今までの受水量で足りるのかとの質疑では、1日の受水量の目安として6万4,596トンを申し込む予定である。今後の見通しとして、今の状況であれば水量は足りると思われるとの答弁がありました。

次に、水道の加入率がどのくらいあれば採算が合うのか、その目安はどのくらいなのか、また加入率を上げるための検討をしているのかとの質疑では、水道会計については、収入の17%を他会計からの補助金で占めており、収益が上がると県の補助金あるいは高料金対策補助金が減ってしまうジレンマがある。採算がとれる目安としては難しいが、加入率を上げる対策としては、水道の引き込みまではしてあるが、使用していない世帯が約2,000世帯ある

ことから、まずそこから使っていただけるよう努力したいとの答弁がありました。

次に、水道を引きたくても距離があって引けない件数はどのくらいあるのか。また、健康を維持するためにも水は必要で、10万円前後の補助金を出すところもあるが、1件ずつ浄化装置を設置して飲める水を確保するなど、その考え方、対策はあるのかとの質疑では、本管の通っていない地域での件数としては、旧旭が472件、旧海上が97件、旧飯岡が54件、旧干潟が98件である。

補助金については、旧旭市が平成5年から取出し工事については自己負担にしており、また、旧3町においては、ある程度件数がまとまれば町で引いていた状況もあることから、水道料金の統一とともに補助するかしないかも含めて検討したいとの答弁がありました。

最後に、水道の使用について、隣接している他市の管を使用することは可能かとの質疑では、旧飯岡町において、飯岡バイパスの関係で事業体を超えて、旧海上町から水道管を取り出し、旧海上町に料金を支払っていた経緯があるので、協定を結んでできるのではないかとと思う。しかし、他市の管を使用するとなれば、本管の大きさやどこまで引けるのか調査が必要になるので、他市と十分に協議、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑5点について申し上げます。

初めに、看護師の不足に伴い、定員を増やすなど早急に人材育成の確保に取り組む必要があると思うが、どんな対策をとっているのかとの質疑では、現在、看護学校の定員は40名であり、これを増員するには国、県の許可が必要となる。定員の増においては、病院としても問題視しており、内々で検討しているが、許可の関係もあるので、来年度すぐにはいかないが、数年のうちに実現したいとの答弁がありました。

次に、ペットについて、がんを見つけれられない報道があったが、ペットに対する問題点と利用状況はどのくらいかとの質疑では、国立がんセンターによると、人間ドックよりはかなり発見率が高く、甲状腺がん等10種類以上のがんを発見できるが、苦手な部分もあり、胃がん等、発見しにくいものもあるので、従来の有効性が確立している検査方法を併用して、総合的な判断を行っている。また、ペットの利用状況については、1日9人の利用があるとの答弁がありました。

次に、臨時職員が派遣会社に移るということであるが、身分や給与はどうなるのか。また、派遣会社は何社くらいになるのかとの質疑では、現在、臨時職員が100名ほどおり、今回の電子カルテ導入を契機に移っていただくことになっている。身分や給料については、派遣会社で正社員という形で身分も安定するので、影響が出ないように考慮している。

また、派遣会社については、見積もりを取って決定するということになるが、人数が多いので1社に絞るのも問題があることから、複数にお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、耐震診断について、先の一般質問においてマスタープランを練っており、その設計等が入札で決定したような答弁があったが、どういう入札なのか。また、現在の場所については、液状化が心配されるのでお勧めできないが、地盤の強い他の場所という考えはあるのかとの質疑では、昭和56年以前の建物はどのように改築したらよいか、7社の設計事務所にマスタープラン構想のプレゼンテーションを実施して3社に絞り、さらに検討した結果、横河建築設計事務所1社となった。

この入札は、設計の依頼ではなく、基本構想の構築をお願いするものであり、現状の病院施設の問題点、建設事業に係る費用、職員の配置等、基本的なものを調べて図面に載せるという作業である。

今後の予定としては、基本構想がこの3月末にできる予定なので、平成18年度において検討委員会を立ち上げ、設計というより基本計画という形で予算計上しているので、その範囲内で実施して、構築できれば、平成19年度に新たに設計料の予算計上を進めたい。現在の場所の液状化については、1号館の建設にあたっての地質調査等のデータから推測して、12階建てを建てることについては問題ないとのことでありました。

また、他の場所への建設については、中央病院がこの地域の中心的な病院となっている大きな理由として、救急体制が整っていることが挙げられ、特に医師が病院の隣接地に住んでいることで、その体制がとれている。したがって、他の場所に建てることも魅力ではあるが、救急体制と医師の住宅建て直し等の制限の要素があり、費用や財政上の制約を考えると、現在の敷地に建てるのが最善の選択肢であるとの答弁がありました。

最後に、オーダーリングシステムを開設し、電子カルテに取り組んでいるとのことであるが、導入した場合、医師がパソコンばかりに目をやり患者に対するサービスの低下等の問題があるのではないかと質疑では、電子カルテのメリットとしては患者の情報をその場で患者とともに見ることができるものであり、また、デメリットについては、今までの診察より時間がかかることはあるかと思われるが、サービスの低下、セキュリティ等の問題について、十分考慮して検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑3点について申し上げます。

初めに、利用者について、ピーク時と比べて20%減ということだが、月別の利用者人数と

市内、市外の利用状況、また市内利用者に対しての優遇的なものはあるのかとの質疑では、夏の利用がピークで約3,000人であり、通常は約1,000人の宿泊がある。内訳としては、県内が30%、東京が24%、埼玉が17%で、以下神奈川、茨城と続く。

県内の内訳としては、千葉市が17.6%、船橋市が7.3%、市川市が5.6%で、以下、柏市、松戸市と続く。

また、市内利用者に対してのサービスについては、基盤になるのは市民の方だと思うので、まず老人介護から始めて順を追って考えていきたいとの答弁がありました。

次に、食材について、地場産品を使っているのかとの質疑では、鮮魚については、海匠漁協の入札権を持っている4軒の鮮魚点から仕入れている。また、野菜については、1日に使う量が限定されているので、旧飯岡町の八百屋3軒から仕入れているが、半分程度は地元以外からのものになってしまう。今後は、米も含めて十分検討し、地産地消に努めていきたいとの答弁がありました。

最後に、修繕、改築についてどういう計画をしているのか。また、運営委員会ではどんな検討をしているのかとの質疑では、再整備計画については、専門の目から見た経営診断で、現状での問題点をどう改善したらよいかをお願いしている。基本的なスタンスとしては、できるだけ大きな整備は避け、現状の施設をうまく利用して、ソフト面で十分な対応を図っていけるような方向性を見出したいと考えている。運営委員会においても、ソフト面が重要で、サービスがお金を生む時代ということから、民間に近い運営をしていくことが必要で、民間のマネージャーを導入してはどうかという意見もあるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

○議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 林 俊介 登壇）

○総務常任委員長（林 俊介） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算

の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、議案第36号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についての21議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日、午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、総務費の行政連絡事務委託料について、合併前と比べ減額となっているが、その理由は何か。また、市政を運営していく中で、区長の協力は欠かせないと思うが、合併前と比較してその関係は今までどおりと理解してよいのかとの質疑では、旧1市3町での制度が異なっており、旧旭が委託方式、旧町が非常勤の特別職という扱いであったため、旧1

市3町の現在の区長会長、副会長等と協議した結果、旧旭の委託方式に決定した。

しかし、一度に合わせると減額という面も出てくるので、3年間かけて少しずつ緩和措置で調整していくことで予算計上した。また、区との関係であるが、今までどおり維持したいと考えているとの答弁がありました。

次に、市税等徴収補助員の活動内容とその徴収成果はどうであったか。また、本来は税務課で行うべき仕事だと思うが、臨時職員にお願いするということで、職員はどんな形で仕事を行っているのかとの質疑では、徴収補助員の制度は、旧旭において平成14年度から導入した制度であり、予算上は一般会計で1名、国保会計で1名計上している。

徴収補助員の活動内容としては、定期分納の方や比較的容易に徴収可能な未納者への集金、口座振替の推進をお願いしている。

成果については、平成16年度の実績で、稼働日数は429日、訪問件数は2,306件、うち徴収できた件数が1,881件で81.6%の徴収率となり、徴収総額は4,884万5,186円となる。これによる収税職員の仕事であるが、徴収困難な滞納者や新規滞納者との交渉に多く充てられ、滞納者の実態把握により多くの時間を充てることで、本来の滞納整理のための調査、差し押さえ等の滞納処分は積極的に行うことができた。

なお、旧旭市において、平成16年度に51件の差し押さえ処分を行っているとの答弁がありました。

次に、消防費の防災アセスメント調査委託料とは、どのような調査をして、その結果が何に反映されるのかとの質疑では、この地域における過去の災害等の被害を調査していただき、それをもとに現在作成中の防災計画に使用するためのものであるとの答弁がありました。

次に、今回の予算書を見ると、全体的に賃金という項目がかなり多くなっている。賃金で支払うものについては、当然外部に払うわけであるが、行政改革アクションプランでの職員の適正化等を推進する上で必要であるのかとの質疑では、定員適正化を進める中で、賃金による職員を雇っていくということではない。アクションプランの中では、臨時職員等の見直しということで、資格や免許を必要とする専門職や季節的な繁忙期などにおいては、臨時職員等を活用していくが、雇用に当たっては業務内容等について精査した上で、削減の方向で進めていきたいとの答弁がありました。

最後に、市税について、固定資産税と都市計画税の徴収率の違いがあるが、その理由は何かとの質疑では、固定資産税には土地、家屋のほか償却資産が含まれており、都市計画税については、償却資産は含まれていない。その償却資産については、会社等で納めていただ

く部分の徴収率が高いことと、旧３町区域の固定資産税の徴収率が高かったために、若干高く見込むことができた。

また、都市計画税については、旧旭地区のみの状況で徴収率を積算するので、若干低く見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第19号の主な質疑について申し上げます。

旭市地域振興基金条例の第４条に、基金の運用から生ずる収益とあるが、いつから生じて、どのくらいを見込んでいるか。また、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てるとしているが、どういう事業を想定しているのかとの質疑では、平成18年度の積み立てとしては合併特例債を見込んでいるので、許可額が認められれば、その時点で積み立てる形になる。時期としては、年度末になってしまうと思うが、低金利であることからどれだけの収益が出るか、現時点において予測できない。また、基金の利用については、合併前の旧市町の一体感の醸成に資するものに使えるということで、現時点においてはイベントの開催、新しい文化の創造に関する事業の実施、市民団体への助成といったものが考えられるとの答弁がありました。

次に、議案第24号の主な質疑について申し上げます。

旅費について、千葉県内全域を対象外とし新たに茨城県の３市を含んでいるが、改正前の本市からの路程100キロメートル未満の地域からすると、短くなっているが、その扱いはどうなのかとの質疑では、改正にあたっての考え方は、行財政改革、経費削減の一環として行うものである。県内出張の交通手段としては、原則、公用車を使用することから、距離に関係なくわかりやすく県内すべてを対象外とした。

また、利根川沿いの３市については、県外ではあるが、日常生活圏の範囲内であるということと明確にしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、21議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年３月20日、総務常任委員会委員長、林 俊介。

○議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） 日程第2、質疑、討論、採決。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

日下議員。

○13番（日下昭治） 各4常任委員会とも全員賛成でございます。私も、総務常任委員会で賛成をした一人でございますけれども、委員会の中において、1点まだ報告をいただくべき質疑事項が残っておったわけでございますけれども、いまだに報告がございませんので、ここで質疑をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それは、委員長でなく執行部の方でなければ分らないと思いますけれども。

○議長（鈴木正道） ただいまの日下議員の質疑でございますけれども、委員長報告でございますので。

○13番（日下昭治） 分かりました。

○議長（鈴木正道） そのほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

日下昭治議員。

（13番 日下昭治 登壇）

○13番（日下昭治） 私も今申し上げましたけれども、委員会の中においては賛成をした一人で行いましたけれども、あえて意見を1点申し述べさせて、ならば反対ということになろうかと思いますが、予算書について、私ども議会に提出される際には、私どもが質疑を出した際には、ぜひその際に質疑に対しては答弁をいただきたいと、まずそれを1点申し上げさせていただきますと思います。

なぜかと言いますと、私どもについては、予算書すべて提出されたものは見ておるわけでございます。予算書編成においては、市長から各担当部署において移管されたものが、それらに基づきまして編成されたものと思っておるわけでございますので、当然、担当課等においては、質疑に対しては答弁いただけるものと思っておったわけでございますけれども、た

だ質疑したものについては、級別職員数が6か月間において相当人数が変わっておると、一般行政職と税務職の内容が変わっておったということで、質疑を申し上げたわけでございます。当然、そういったものが6か月間において変わっておるのがあれば、当然そこで答弁いただけるものと思っておったわけでございますが、それらの報告もいまだにございませんでしたので、その辺、こういったものを出す際には、当然よく精査した中を出していただきたいと、あえて意見を申し上げまして反対討論とさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木正道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 討論を終わります。

これより議案第1号から議案第46号までの46議案について採決いたします。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議案第5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議案第6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

議案第7号 平成18年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

議案第8号 平成18年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

議案第9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の

方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

議案第13号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

議案第14号 旭市総合計画審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

議案第15号 旭市国民保護対策本部及び旭市緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

議案第16号 旭市国民保護協議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

議案第17号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

議案第18号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

議案第19号 旭市地域振興基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

議案第20号 旭市都市計画審議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

議案第21号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

議案第22号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

議案第23号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

議案第24号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

議案第25号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

議案第31号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

議案第32号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

議案第34号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

議案第35号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

議案第36号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

議案第37号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

議案第38号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

議案第39号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

議案第40号 東総衛生組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時10分

(議長、副議長と交代)

再開 午前11時11分

○副議長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、議案第41号に関係いたします林一哉議員、鈴木正道議員、嶋田茂樹議員、明智忠直議員、平野浩議員、木内欽市議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

(26番 林 一哉 退場)

(23番 鈴木正道 退場)

(19番 嶋田茂樹 退場)

(16番 明智忠直 退場)

(14番 平野 浩 退場)

(11番 木内欽市 退場)

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○副議長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第41号の採決を行います。

議案第41号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

本議題が終了いたしましたので、林一哉議員、鈴木正道議員、嶋田茂樹議員、明智忠直議員、平野浩議員、木内欽市議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

(26番 林 一哉 入場)

(2 3 番 鈴木正道 入場)

(1 9 番 嶋田茂樹 入場)

(1 6 番 明智忠直 入場)

(1 4 番 平野 浩 入場)

(1 1 番 木内欽市 入場)

休憩 午前 1 1 時 1 4 分

(副議長、議長と交代)

再開 午前 1 1 時 1 5 分

○議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第42号の採決を行います。

議案第42号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

議案第43号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

議案第44号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

議案第45号 市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長(鈴木正道) 日程第3、常任委員長陳情報告。

総務常任委員会と文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 林 俊介 登壇)

○総務常任委員長(林 俊介) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において付託されました陳情第1号 庶民大增税の中止を求める陳情についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月16日付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、税が重くなることはよいとは思わないが、今の国、地方の状況から負担をしなければならないとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第1号については、全員異議なく不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、総務常任委員会委員長、林 俊介。

○議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日、本会議において付託されました陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情について、陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情について、陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について、陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成について意見書の採択に関する陳情についての陳情5件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月9日、付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号の陳情の趣旨は分かるが、県と市にかかわる問題もあり、もう少し調査が必要であるという意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号については全員賛成で、それぞれ閉会中の継続審査とし、陳情第2号、陳情第6号については、全員異議なく採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年3月20日、文教福祉常任委員会委員長、林 一雄。

○議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） 日程第4、質疑、討論、採決。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号から陳情第6号までの陳情6件について採決いたします。

陳情第1号 庶民大増税の中止を求める陳情について、総務常任委員会委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第3号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第4号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第5号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第5号は採択と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時43分

○議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(鈴木正道) 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は議案第47号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第47号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

なお、地方自治法第117条の規定により、本議題に関係いたします林正一郎議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

(22番 林 正一郎 退場)

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案上程。

議案第47号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第47号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、旭市監査委員を選任するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、市議会議員から選任する監査委員として、林正一郎氏が適任であると考え提案するものであります。

詳しくは、事務担当者から説明いたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第47号について、総務課長、ご登壇願います。

(総務課長 増田雅男 登壇)

○**総務課長（増田雅男）** 議案第47号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

旭市監査委員に選任したい方は、旭市三川9019番地にお住いの林正一郎氏で、昭和14年10月5日生まれの方であります。

林氏は、昭和62年に旧飯岡町の町議会議員に初当選、以来19年の長きにわたり議員として町政、市政に携わってきており、平成15年5月から平成17年3月までの約2年間、監査委員を務めた経験もあり、まさに市政全般に豊富な知識と経験を有しており、監査委員として適任の方であります。

なお、地方自治法に規定されている欠格条項、欠格事項、兼職や兼業の禁止については抵触しておりません。

以上で、議案第47号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 総務課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○**議長（鈴木正道）** おはかりいたします。議案第47号は、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**議長（鈴木正道）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。本議案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたします。

議案第47号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第47号は同意することに決しました。

本議題が終了いたしましたので、林正一郎議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

（ 2 2 番 林 正一郎 入場）

休憩 午前 1 1 時 4 8 分

再開 午前 1 1 時 4 9 分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第5 発議案上程

○議長（鈴木正道） 本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書の提出について、発議第3号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書の提出についての3発議案であります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5、発議案上程。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を一括上程いたします。

◎追加日程第6 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、林俊介議員、ご登壇願います。

（15番 林 俊介 登壇）

○15番（林 俊介） 発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本発議案につきましては、先ほど議案第21号の旭市行政組織条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、委員会条例別表中の総務常任委員会の所管であります新市行政推進室の所管に関する事項を削るため、提案するものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 林俊介議員の提案理由の説明は終わりました。

続いて、発議第2号、発議第3号について、林一雄議員、ご登壇願います。

（17番 林 一雄 登壇）

○17番（林 一雄） それでは、発議第2号及び第3号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

児童扶養手当は、母子家庭の子どもの健やかな養育のために必要な支援である。

児童扶養手当の受給者が増加する中、政府は合理化、効率化を進め、児童扶養手当法を改正し、手当の受給期間が5年（事由発生から7年）を超える場合、「政令により手当の額の2分の1に相当する額を超えない額を支給しない」とした。児童扶養手当制度が母子家庭の自立を支援する制度として、将来にわたり機能するよう、このたび制度変更が行われたものであるとされている。

しかしながら、厚生労働省が平成15年11月に行った平成15年度全国母子世帯調査結果によると、母子世帯となったときの母の平均年齢は33.5歳で、そのときの末子の平均年齢は4.8歳となっている。4.8歳のこの5年後は、小学校中学年ころにあたり、成長に伴う食費増、教育費増などが重なる時期となり、児童扶養手当の減額は、子どもの健やかな成長期を直撃

することになりかねない。

よって、政府は児童扶養手当の見直しによる受給5年後の減額率を緩和するとともに、自立に向けた就労支援のより一層の充実を図れるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、少子化担当大臣あてでございます。

続きまして、発議第3号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国においては、小児難病10疾患群について、児童の健全な育成を阻害する恐れがあるところから、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施し、医療費の助成を行ってきました。

しかし、国は昨年度、難病対策を見直し、同事業について所得に応じた自己負担の導入、対象疾患の基準見直しなどの制度改正を行いました。

国の制度改正を受けて、千葉県においても国制度への上乗せとして実施していた小児慢性特定疾患医療費助成事業を廃止しました。

その結果、昨年4月から患者の多くが負担増となり、昨年度の助成対象者の9割が対象外とされました。

旭市においても、小児ぜんそくを含む慢性呼吸器疾患の認定患者は、379名から2名に激減する事態となっています。そのため、病気の子どもを抱える家庭には、これまでも大きかった経済負担が、より一層の負担増となり、治療を中断するなど療養に悪影響を与えることは必至となっています。

よって、県においては、国に対して小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患の基準の緩和を求めること。また、国独自の小児慢性特定疾患医療費助成の復活、もしくは国制度を補完できるような医療費助成を実施することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事あてでございます。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 林一雄議員の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は、委員会付託を省略して、直接審議することに決しました。

追加日程第7、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で、発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について採決いたします。

発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

発議第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書の提出について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

発議第3号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

◎日程第5 事務報告

○議長(鈴木正道) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 増田雅男 登壇)

○総務課長(増田雅男) 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

1、ミニサッカーゴール1組、ダンベル30組及びエキスパンダー20個(17万4,000円相当)を、旭市立中央小学校及び干潟中学校の備品として、旭市鎌数5146番地、旭市ゴルフ協会様より、平成17年12月16日受納いたしました。

1、刀2振及び薙刀1振(370万円相当)を、大原幽学記念館の資料として、旭市幾世462番地、安藤元春様より、平成18年2月2日受納いたしました。

1、金20万円を、沖縄交流事業費として、沖縄県沖縄市中央3丁目5番38号、上原清善様より、平成18年2月16日受納いたしました。

1、防犯灯25基(67万5,000円相当)を、市内各地の防犯用として、成田市花崎町822番地1、東京電力株式会社成田支社様より、平成18年2月17日受納いたしました。

1、図書券10万円を、旭市図書館図書購入費として、旭市三川字犬林セの4334番地1、カインズホーム旭飯岡店様より、平成18年2月22日受納いたしました。

1、サクラ1本(10万円相当)を、袋公園の修景木として旭市鎌数9229番地1、旭ロータ

リークラブ様より、平成18年3月1日受納いたしました。

1、花壇10基、13層塔1基他（120万円相当）を、木曾義昌公史跡公園の施設として、旭市口の810番地9、旭ライオンズクラブ様より、平成18年3月13日受納いたしました。

1、図書（10万円相当）を、旭市立まんざい保育所及び古城保育所の備品として、旭市萬歳1584番地、干潟ライオンズクラブ様、平成18年3月15日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（鈴木正道） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 3分